

EUとの経済連携協定に伴う調達について

1 概要

EUとの経済連携協定(平成31年2月1日発効)により、中核市が一定額以上の案件を入札に付する際にはEU加盟国企業への市場開放(入札参加)が義務付けられています。

令和5年(2023年)10月1日の一般競争入札の適用範囲拡大により、市場開放の対象となる案件にはその旨の記載が必要となります。

2 対象となる契約

	種別及び対象金額 (予定価格)	契約方法	都道府県、政令 市 (WTO協定)	中核市 (日EU・EPA)
①	物品購入 (3千万円以上)	一般競争	○	○
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外
②	建設工事 (22億9千万円以上)	一般競争	○	対象外
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外
③	建設工事のための サービス (2億2千万円以上)	一般競争	○	○
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外
④	その他のサービス (3千万円以上)	一般競争	○	○
		指名競争	○	対象外
		随意契約	対象外	対象外

①「物品購入」、③「建設工事のためのサービス(設計コンサル)」及び④「その他のサービス(業務委託や賃貸借など)」について、令和5年(2023年)10月1日から、八王子市は一般競争入札を実施するため、該当します。

②「建設工事」は、中核市に適用される政府調達協定では一般競争入札も含め市場開放の対象外となっています。

(問い合わせ)

契約資産部 契約課

物品契約・管理担当

内線 2317～9 外線 620-7216

工事契約担当

内線 2314～6 外線 620-7215